

第 4 回尼崎市都市計画審議会

事 前 説 明

平成 30 年 8 月 30 日

尼崎市都市計画審議会

第 4 回尼崎市都市計画審議会事前説明目録

番号	区 分	件 名	備 考	ページ
1	事前説明 第 7 号	生産緑地地区の追加指定について		7 - 1

尼 都 計 第 2480 号
平成 3 0 年 8 月 30 日

尼崎市都市計画審議会
会 長 様

尼 崎 市 長
稲 村 和 美



尼崎市事前説明第 7 号
生産緑地地区の追加指定について

みだしのことについて、別紙のとおり事前説明を行います。

以 上
(都市計画課)

生産緑地地区の追加指定について

1 経緯

尼崎市では、平成4年に約84.2haについて生産緑地地区を都市計画決定し、平成7年には阪神・淡路大震災をきっかけに防災の観点から、平成17年には、農業団体の要望もあり、農作物の地産地消といった農業振興の観点から、追加指定してきました。

しかし、その後も農業従事者の高齢化による死亡、故障や後継者不足などにより、農地の減少が続く、なかでも宅地化農地は大幅に減少した状況を踏まえ、都市環境や防災に対する緑地の確保などの都市計画的観点から、残された宅地化農地を生産緑地に追加指定することにより、計画的に保全を図ることとして、平成24年度から追加指定の申し出を随時募集しています。追加指定は、申出のあった宅地化農地のうち生産緑地の指定基準を満たすものを、例年の生産緑地地区の変更手続きと併せて行います。

平成30年1月1日現在、生産緑地地区面積は約75haで、平成4年(当初同地区指定時)の約84haに比べて約11%減少しており、宅地化農地は約12haで、平成4年の約108haから約89%減少しています。

2 追加指定基準

平成4年3月に定めた指定基準に適合しているもの

＜指定基準＞

- ① 「現に農業の用に供されていること」
- ② 「良好な生活環境に相当の効用があること」
- ③ 「公共施設等の敷地に供する土地として適していること」
- ④ 「500 m²以上の一団の区域であること」
- ⑤ 「農林漁業の継続が可能な条件を満たしていること」
- ⑥ 「主要な都市施設の整備に支障がないこと」
- ⑦ 「合理的な土地利用に支障がないこと」

3 平成30年度生産緑地地区の追加指定の内容

地区数：3地区 面積：0.15ha

(追加指定箇所は、位置図及び計画図のとおり)

計画図 No	生産緑地地区の名称	追加・変更内容	現在面積 ha (m ²)	増減面積 ha (m ²)	変更後面積 ha (m ²)
1	常吉1丁目3-1	地区の追加	0	約0.09 (868)	約0.09 (868)
	常吉2丁目2	面積の増	約0.20 (1,978)	約0.04 (432)	約0.24 (2,410)
2	稲葉元町2丁目4	面積の増	約0.08 (779)	約0.02 (245)	約0.10 (1,024)
計			約0.28 (2,757)	約0.15 (1,545)	約0.43 (4,302)

4 尼崎市都市計画決定手続に関する要綱に基づく素案の公表

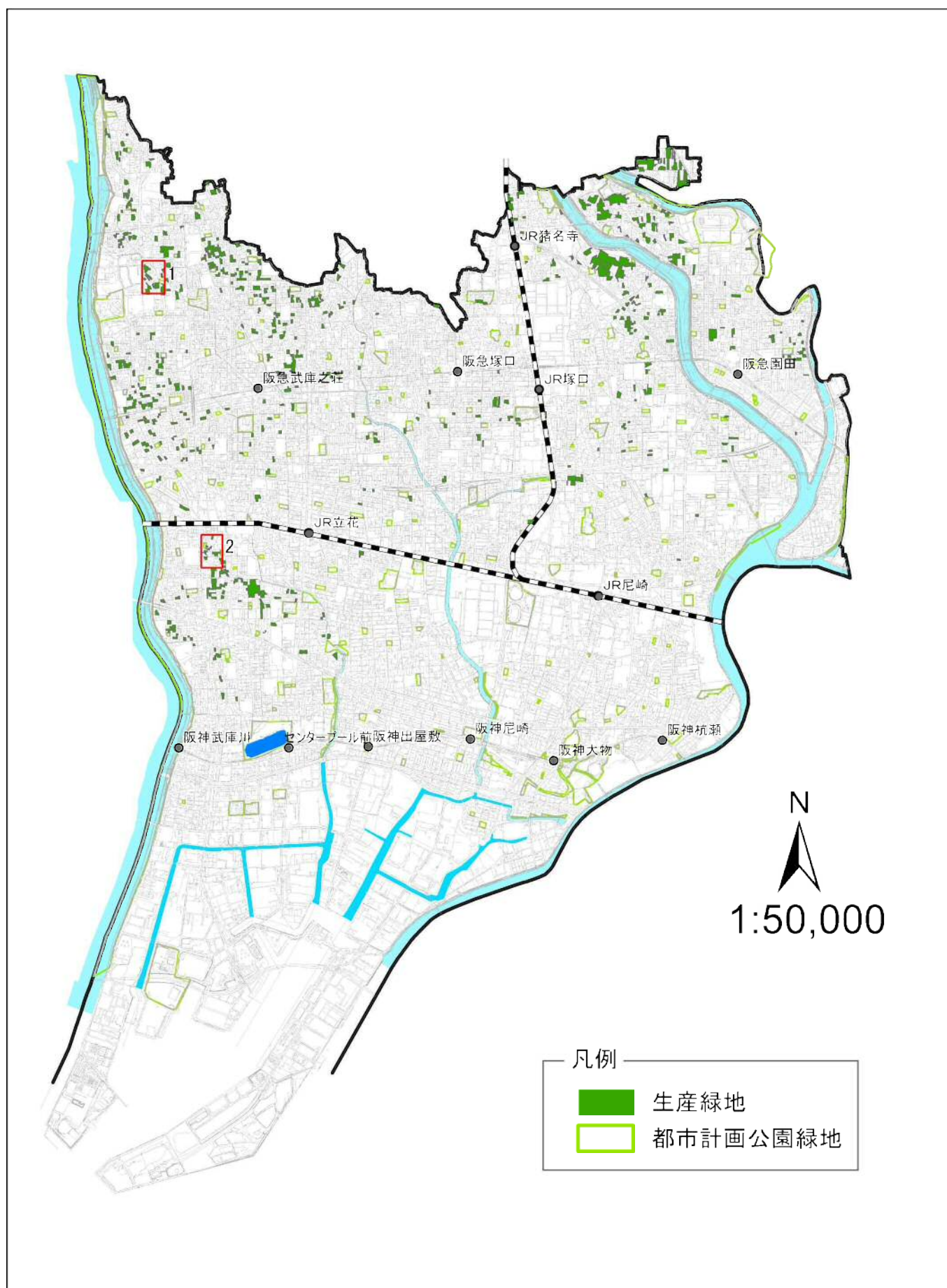
- (1) 公表期間 平成 30 年 7 月 20 日(金)～8 月 10 日(金)
- (2) 意見書の提出件数 0 件

5 スケジュール

- 平成 30 年 10 月 都市計画法に基づく案の縦覧 (2 週間)
- 11 月 尼崎市都市計画審議会 (付議)
- 12 月 都市計画決定・告示

以 上

生産緑地地区追加指定位置図（平成30年度）



計画図1

凡例

 追加後の地区区域

 追加区域

 生産緑地



1:2,500



計画図2

凡例

- 追加後の地区区域
- 追加区域
- 生産緑地



1:2,500

